

長吏太郎左衛門と砥商い

伊藤拓也

はじめに

筆者はかねてより、鉢形領の成立と展開の具体的過程に係る分析をすすめている。鉢形領は戦国大名北条氏の支城領で、鉢形城（埼玉県寄居町）を中心の拠点とする。支城主として北条氏邦（藤田氏の家督を継いでいるが、便宜上、名字は北条で統一）が、北条氏当主から権限を委譲されて同領を支配した²。

右の関心から、本稿では、長吏という、近世には穢多身分に位置づけられる人々について、太郎左衛門という、戦国期において上野国と鉢形領などを舞台に活動する長吏を軸に分析したい。

中世〜近世の長吏については厚い研究史があるが、とくに近年、近世を中心に、従来より指摘されている皮革業への関与にとどまらないその実態の多様性が指摘され、分析が進んでいる。近世の長吏（長吏小頭）は、村落の一角に集住する穢多などを率いて、排他的な勢力範囲（旦那場などと呼ばれる。そこに長吏小頭は多くは一人、場合によっては数人）で皮革業に係る生業を行う。その一方、より広

い範囲で市商いを行う。商う物品は近世初期までは砥石が主体であったとされる。そして戦国期についての理解は、およそ次のようなものと見受けられる。長吏は、寺社もしくは大名・地域の領主と結びつき（本来的には前者と結びついていたが、後者が長吏職の任命者となつている）、非人宿（地理的には、交通の要衝にある郷村や町場の一角）に集住して皮革業などに携わる集団（彼らも近世には穢多などに位置づけられることになる）を率いる³。

ただ、右における戦国期の理解は、由緒書など近世史料に拠るところが大きい。史料制約のためではあるが、同時代史料に拠った具体的な実態分析、とくに砥商いに係る分析はいまだ充分でないと考ええる。

以上をふまえて本稿では、太郎左衛門ら長吏について、鉢形領や砥商いとのかわりに関するところを中心に、同時代史料に出来るだけ拠つて実態分析を行う⁴。

一 鉢形領成立以前の太郎左衛門

太郎左衛門の關係史料は、深谷市の平井家（長吏小頭の子孫と伝わる）⁵所蔵のものがある。それに関係すると思しき史料（後掲史料2および3）が『御府内備考』浅草新町の項に引用されている（御府内四〇〇・四〇一頁）。これは、近世関東の穢多頭彈左衛門（矢野氏）の由緒書によれば、近世初頭に徳川氏が小田原の長吏太郎左衛門から取り上げて彈左衛門に与えたものと伝わる。小田原の太郎左衛門の子孫は山王原（神奈川県小田原市）の長吏小頭となるが、本稿で扱う太郎左衛門との関わりは不明である。

さて太郎左衛門の初見は、次の史料である。

【史料1】北条宗哲朱印状⁷

上州平井之長吏源左衛門、敵方、就通用、被国扨候、然処^正、彼者一跡被仰付御印判被下候上、自然横合等申懸者有之^書、奏者、申触、可加成敗者也、仍如件、

天文廿四年（一五五五）

六月十二日

（宗哲朱印）

長吏

太郎左衛門

同年月日付で、ほぼ同文の北条氏堯朱印状も発給されている⁸。宗哲や氏堯は、北条氏が平井城（群馬県藤岡市）の山内上杉氏を越後

国に追い上野国に進出した際、北条方の軍事指揮官としてこれらを発給したのであろう。太郎左衛門が北条方とつながりをもち、長吏と認められていて、平井にいて上杉方とつながりをもっていたとみられる源左衛門の権限を認定されたという状況がうかがわれる。太郎左衛門がもとと平井にいたかどうかは不明である（本拠が武蔵深谷領にあった可能性もある、後述）。だが、以降の上野国における彼の拠点はここであろう。しかし平井には九郎左衛門という他の長吏もいたらしく、弘治二年（一五五六）に太郎左衛門を訴えている。

【史料2】北条家裁許朱印状写¹⁰

上州平井長吏九郎左衛門訴申に付^而、太郎左衛門召出遂糺明之処、太郎左衛門捧証申処、尤道理之旨裁許畢、然は平井長吏九郎左衛門一類上州被取扨上、若被拘方有之は、急度可申届、猶於無承引^者、小田原表^注進可申旨、仍下知如件、

弘治二年正月十日

石巻下野判^{家判}

長吏太郎左衛門

北条氏の裁許の結果は、九郎左衛門一類の上野国追放であった。彼は、おそらく源左衛門の跡をめぐって、太郎左衛門とあらそいとなり訴訟にいたった。対して太郎左衛門は、おそらく史料1（および同日付北条氏堯朱印状）を武器に訴訟を勝利にみちびき、九郎左衛門らの排除、および自らの権益の保持・伸長をはかった。九郎左衛門らの処置は源左衛門に対するそれと同様であり、彼らは源左衛門の与党とみなされた可能性もある。以降、九郎左衛門の動向は史

料上みられなくなる。

しかし源左衛門は、その後においても上野国にいた。

【史料3】北条家虎朱印状写¹¹

一、長吏源左衛門御国 御免之儀、被 仰出候処、沼田道者之儀横合申、剩へ太郎左衛門子方沼田庄本屋敷え返す間敷由申候旨、然上、沼田孫次郎代福島孫七郎に堅被仰付候、向後無相違可申付、此上源左衛門兎角申時は、可被弘御国事、

一、長吏源左衛門被弘、御分国候処、厩橋之長吏所に有之由申候、此度厩橋代官早川に被仰付候、此上令徘徊付ては、見逢に太郎左衛門に申付可致成敗候、依之、知行地に不入有之候咎人之上、拘方不可有之候、可致討捨者也、仍如件、

永祿二年八月七日 狩野大膳亮^{孝之}

長吏

太郎左衛門え

この史料は解釈が難しく、たとえば北条領国内における源左衛門への対応が、二条目では「徘徊」を見つけ次第殺害、一条目では「兎角」を申せば追放、とやや異なる。一条目は、もとは、二条目に先だって北条氏が発給した史料の本文部分であった可能性もある。ともあれ一条目からは、源左衛門が沼田（群馬県沼田市）の道者に係る「横合」をはたらき（後述）、さらに太郎左衛門の「子方」の沼田への帰還を妨げようとした状況を読みとれる。「子方」は沼田の長吏集団の可能性もある。道者は寺社参詣などにかかわる宗教者集団であろう

か。源左衛門は沼田においても、太郎左衛門と権限をめぐりあらそったのであろうか。二条目からは、永祿二年八月の段階で源左衛門が厩橋（同県前橋市）の長吏のところに潜伏していた状況がうかがえる。代官の早川氏がおり、厩橋は北条氏直轄地とみられる。なお厩橋長野氏をこの時期の厩橋城主とする理解もあるが、主要な根拠が近世史料である。史料3で北条氏は、沼田では城主代に源左衛門の不当な行為をやめさせ、厩橋では代官に源左衛門を（おそらく）追い払うよう申付けている。

太郎左衛門は、北条氏と結びついて、源左衛門（および九郎左衛門）の平井における勢力を奪い、そこを拠点に上野国における勢力を伸ばし、沼田に「子方」をもつまでになる。そして源左衛門らとあらそいになった。源左衛門は越後国の長尾景虎（上杉謙信）と結びついていた可能性もある。太郎左衛門は、北条氏の国弘の裁定を盾に、彼ら（もしくは彼らの行為）の排除をはかった。ただ一方で、もともと同国に根をはる長吏を排除してしまうことが中々難しい面も、一連の史料は物語っている。源左衛門が上野国から追放されてしまったかどうかは、北条氏が直後（翌年から）の景虎の関東侵攻で上野国を奪われることもあり、不明である。太郎左衛門が上野国に獲得した権限も、侵攻により失われてしまった。

二 太郎左衛門と鉢形領

永禄四年、景虎は北条氏の本拠小田原城まで攻め込むが、同人が退却すると、その直後から北条氏が反攻し、永禄六年二月〜永禄七年六月、北武藏に鉢形聚を成立させる。およそこの時期に鉢形領も成立したと理解しうる。

永禄八年(一五六五)二月、太郎左衛門は再び史料に登場する。

【史料4】北条氏邦未印状15(傍線は筆者)

砥商之義^三付而、御侘言申上候、小田原如御印判、当領中分改^三、何人盗商^三付而、荷馬共相押、其人召連、関山へ参可申上、遂糺明、後年之儀、弥可有御定旨、被仰出者也、仍如件、

(奉状中)

乙丑

奉之

二月十一日 三山五郎兵衛

(氏邦I型未印)

長吏

太郎左衛門

太郎左衛門は、鉢形領での砥商いに係る権限行使に関して訴え(「御侘言」)をおこし、支城主北条氏邦により、同領における独占的な権限を認められている。これは、傍線部より、北条氏当主の認定の氏邦による追認という面もあらるとみられる。氏邦が北条氏当主から移譲された同領における領域支配の権限は、当主から独立してしまっ

ているものとまではいえず、最終的な権限は当主が(潜在的に)握っていたと評価しうる。永禄一〇年二月一七日にも、氏邦は太郎左衛門に対し、同内容の再確認・認定をしている。¹⁶

鉢形領内で太郎左衛門(およびその配下)以外の者が砥商いをした場合、それは「盗商」(無許可で砥商いをおこなう者、というほどの意か)とみなされる。荷物と馬を差し押さえられ、拘束されて関山(寄居町)に連行され、氏邦の名のもとに糺明を受けることになる。関山は、氏邦の鉢形入城(永禄八年八月〜同二年二月)¹⁷以前における、当該領域における経済的な中心であろうか。

鉢形領外の長吏(後述)の太郎左衛門に、追認ではあるが、こうした大きな権限を氏邦は認めた。当該地域で砥商いに携わる人々は、太郎左衛門により、その配下となるか「盗商」扱いされるかの二者択一を迫られることになるのだろう。結果として、鉢形領における砥商いに係る地域的な秩序が大きく変化することは想像に難くない。鉢形領内に従来より根をはっていた長吏との衝突も発生する(後述)。それはさておき、太郎左衛門が商う砥石はどこから供給されていたものだろうか。また、上野国の拠点を失った太郎左衛門は、どこにいたのであろうか。それらを知ることがかりとなるのが、くだつて天正五年(一五七七)発給の、次の史料である。

【史料5】北条氏邦未印状18(傍線は筆者)

従西上州出砥事、此度改申付候間、仁見之長吏太郎左衛門手判為無之、致売買間敷候、然^ニ未野長吏惣衛門19、一ヶ月廿疋宛

之過所出候間、是心易可為致禿貫、此上、横合之儀有之、可申上、何事も如前々申付、御大途之御用等、又鉢形用所可走廻、末野長吏可致懇切旨、被仰出者也、仍如件、

丁丑(天正五年)

卯月廿九日

(氏邦Ⅱ型朱印)

長吏

太郎左衛門

傍線部(実線)より、まず太郎左衛門の本拠は人見(仁見)、深谷市である。人見は、深谷領に属したとみられる。深谷城の南東数キロメートルに位置し、同城の上杉氏憲(深谷上杉氏)が同地の寺社(昌福寺など)に寄進している。この段階における深谷上杉氏と北条氏とは、後者が上位の協力関係にあったとされる。よって人見は北条領国内ではあるが、鉢形領外であったことになる。太郎左衛門がいつから人見を本拠にしたのか定かではないが、上野国の拠点を失った(前述)段階には遡りうるであろう。それ以前からの彼の本拠であった可能性もある。仮にそうであるとすれば、太郎左衛門はもともと深谷上杉氏もしくは人見の寺社とつながりをもつ長吏であったと理解しうる。

つぎに太郎左衛門の商う砥石は、西上州から供給されていた。砥石の産地はかぎられている。北条領国付近でめぼしい産地は、群馬県甘楽郡に砥沢(南牧村)や中小坂(下仁田町)などいくつかある

ほかは、上古寺(小川町)のみである。関東でみても、他には茨城県の新多賀郡(日立市など)・田西茨城郡(笠間市)や千葉県銚子市しかない。よって西上州は、北条氏にとって最も重要な砥石の産地であっただろう。ただ西上州は武田領国となっており、次の史料のように、武田氏と結びついた長吏もいた。

【史料参考1】武田家定書写²²⁾

定

西上州長吏職并砥坂事、為始小幡谷、累代吾分所相計数通、先証歴然之間、自今已後不可有御相違、畢竟可守旧例之旨、所被仰下也、仍如件、

天正四年八月七日「武田家朱印」

跡部大炊介奉之

西上州長吏

助左衛門

この史料は、助左衛門の子孫(もしくは権限の継承者)とみられる下仁田(群馬県甘楽郡)の馬左衛門から、徳川氏が取り上げて弾左衛門に与えたと伝わる「甲斐信玄公御証文」にあたると思われる。当史料については検討の余地ありとする見解もある。だが写でもあり、およそ右のような文書が発給されたと理解するのが自然であろう(なお本稿における他の写の史料についても、この点同様)。

なお近世後期、安生老(川越市豊田本)の長吏は、「彼等が先祖へ甲州武田家より出せし、天正四年八月七日跡部大炊助奉りの文書」

を所持したとされる。しかもその内容は、先祖が上野国で砥石を商ったことをうかがわせる。²⁵ この史料が史料参考1と同じものとすれば、両史料のいずれかはもとから写であり、この長吏は馬左衛門と別系統の子孫（もしくは権限の継承者）であろうか。いずれにせよ助左衛門は、上野国の下仁田もしくはその付近にいて、近くの「小幡谷」（群馬県甘楽郡甘楽町）を主な勢力範囲とし、そこでの権限を武田氏により安堵されたと理解しうる。

史料参考1は、文意をとりづらい箇所もあるが、助左衛門が砥石に係る何らかの権利をもっていたことはうかがえる。西上州には、助左衛門のような長吏が何人かいて、太郎左衛門（および後出の惣右衛門）が西上州からの砥石の供給をうけるには、こうした長吏たちの協力が必要であったと想定される。

さて、ここまでの分析を踏まえ、史料5に関して次のような理解がなしうる。長尾景虎の関東侵攻で上野国の拠点を失ったとみられる太郎左衛門は、深谷領の人見を本拠に活動する。砥商いに關しては、（少なくとも）鉢形領を対象に独占的な権限を北条氏当主から認められ、支城主氏邦により追認された。失われた上野国における権限の補填の意味合いがあった可能性もある。商いの権限の認定と引き換えに、太郎左衛門は北条氏当主（「御大途」）への「御用」および氏邦（「鉢形」）への「用所」をつとめる。これらは砥石の納入と想定しうる。

ところで、史料5の傍線部（点線）で氏邦は、末野（寄居町）の

長吏惣右衛門の権限も認定し、太郎左衛門にもそれを認めるように命じている。両者のあらいのあとがうかがえるが、それについては章をあらためて述べたい。

四 末野の惣右衛門とのあらい

末野の惣右衛門（惣衛門）は、同地の長吏として、後述のように砥商いに關与する一方、次の史料のように鉢形領を通行する富士道者への通行料を「水之本」（熊谷市三本「みつもと」）。鉢形領の、他領との境目か）で徴収する権限も有していた人物とみられる。

【史料6】北条氏邦朱印状写。²⁶

先以御印判雖被下置、猶被仰出候、富士道者之儀、依人二錢宛、於水之本可被取旨、被仰出者也、仍如件、

天正六（一五七八）年

戊子 「氏邦虎朱印」

卯月十五日

（氏邦朱印影）

長吏

惣衛門

富士道者は、富士山への登山者とそれを引率する者であろう。長吏が道者から通行料を取っている。道者と長吏との関わりがうかがえた。なお史料3における源左衛門の沼田の道者に対する「横合」は、

こうした長吏と道者の関係を前提とした、通行料を（北条氏や太郎左衛門側からみれば）不当にとる行為であった可能性がある。²⁷

さて惣右衛門であるが、『新編武蔵風土記稿』末野村長吏半右衛門の項には次のように記載されている。

（前略）先祖を惣右衛門と云ふ、しばし勤勞ありしにより、鉢形より命じて砥役を所務せしと云ふ、（後略）

右記載のあととは、子孫に伝來する文書（史料6と8と同じもの）が列挙されている。ただし、史料6の「御印判」、および史料7の「彼印判」などの存在を勘案すると、それらは、惣右衛門関係文書のうちあくまで一部分とみられる。惣右衛門については、「勤勞」により、鉢形つまり支城主氏邦から砥役徴収を認められたと伝わる。その状況の一端について物語るのが次の史料である。

【史料7】北条氏邦未印状写²⁸

とやく之事、先年之はんきやういかん、鉢形帰城之上、糺明を
とけ、申つけへく候、然者、無御帰城間之事者、彼印判をさきと
して、藤田御領中之事、とやく可取之、先年之筋目、帰城之上、
可申付者也、仍如件、

〔氏邦未印〕

五月九日

長田右近丞

（氏邦未印影）

長裏惣右衛門

この史料は年未詳ではあるが、奉者の長田右近丞は亥年（天正三三、

一五七五年）二月一四日付北条氏邦未印状³⁰の奉者長田石見守の前身の可能性があり、それ以後のものではないとみられる。また氏邦が鉢形を居城とした時期（前出）から年次は永祿九年（一五六六）以降、さらに後述の状況から永祿期ごろ、同九年からさほど隔たらないものと考えられる。

さて右史料では、惣右衛門の所持とみられる先年の判形（彼印判）が問題となっている。氏邦はそれを根拠に、惣右衛門が「藤田御領」における砥役をとることをひとまず認める処置をし、鉢形城に帰ったのち究明のうえ認定するとしている。この判形は月二〇正分の砥商いを認める過所（史料5、後掲史料8）にあたり、二〇正の枠内で、惣右衛門が砥商いに従事する配下から砥役をとることを認められたものと理解しうる。

なお砥役については、大名から砥石の販売権を認められた代償として課されたものとする見解もあるが、史料7は検討対象となっていない。主たる根拠は参考史料1の「砥坂」だが、砥役とも大名賦課役とも断定できない。砥役は惣右衛門が徴収権をもち、彼の配下として砥商いに従事する人々は、砥役をおさめて商いを認められたと理解される。なお太郎左衛門とその配下の間にも同様の関係があったと想定しうる（史料4・史料5）。

「藤田御領」については、ここでは、鉢形領成立以前における藤田氏の支配地域の意と理解しうる。惣右衛門がいた末野は、藤田泰邦（氏邦の先代）以前の藤田氏の本拠花園城（寄居町）城下に位置する（付

近には宗像神社や少林寺など、寺社も多くあつまる。惣右衛門は、後述のように、非人宿のようところに居住したと想定しうる。史料7の暫定的な処置は、惣右衛門の権限が及ぶ範囲が、先年の判形により既に藤田氏が認めた地域(藤田御領)の内であれば確実だが、鉢形領全体に認められていたかどうか確定できなかった状況でなされたものと理解しうる。おそらく究明の結果、先年の判形で認められていた権限が安堵されたのであろう。

ところで末野には長吏だけでなく、鐘打ら飛脚をつとめた人々も居住した。

【史料参考2】北条氏邦朱印状写(傍線は筆者)

廿人之飛脚・かね打共、可踞候間、只今ちやうり踞候屋敷共、被下候、山共嚴密守可申候、花園山共、被仰付者也、仍如件、

(実正一七(一五八九年)

丑

正月三日「氏邦朱印、虎不見」

(氏邦朱印影)

末野之かね打

氏邦は鐘打らに、かつて花園城があつた山の管理を任せたまは、傍線部のように、長吏の屋敷を与えている。ただしこの長吏が惣右衛門とは別人なのか、同一人物であり惣右衛門は屋敷の移転を余儀なくされたのかは判然としない。右屋敷付近は、長吏や鐘打などが集住した、非人宿のようなどころであつた可能性がある。

そして鐘打らは長吏からは独立した存在とみられる。近世の鐘打は、時宗に属して、弾左衛門―長吏小頭の支配系統には入らず、世良田村(群馬県)では右系統に対して茶筌売りの権限を守るあらそいをおこしている³⁵。末野においても、鐘打の子孫(三阿弥)は、惣右衛門の子孫(長吏半右衛門)とは別個に、鎌倉時代以来の由緒を持つ鐘打・飛脚業の家として存在している。史料参考2の、戦国期における鐘打らへの給与は長吏とのあらしいの結果であつた可能性もある。

ともあれ惣右衛門は、末野の一角に居住して藤田氏と結びついていた長吏であり、その権限を引き続き認められたと考えられる。しかし惣右衛門のそうした権限は、太郎左衛門のそれ(前述)と競合する部分があり、史料5のところでも触れた両者のあらしいとなつた。

【史料8】北条氏邦朱印状写³⁷

先以御印判、一ヶ月廿正之分、砥売買於所々可致之、免先段、仁見之長吏太左衛門^{御親之}、旁致懇切、御用等可走廻様、被仰付上者、太左衛門致横合非義間敷候、若違乱^{御者}付、可申上旨、被仰出者也、仍如件、

「氏邦朱印」

寅卯月十五日

(実正六(一五七五年)

(氏邦朱印影)

長吏惣衛門

この史料から、およそ次のような状況がうかがえる。惣右衛門は、氏邦より鉢形領内での砥石の売買を一ヶ月あたり二〇疋分認められていた。従来から認められていた権限（前述）と理解しうる。氏邦は、人見の太郎左衛門による惣右衛門への「横合非義」を禁じ、惣右衛門に対して「先段」を免じて太郎左衛門と仲良くし、ともに氏邦への「御用」（おそらく砥石納入、前述）をつとめるよう命じた。天正五〜六年ごろ、鉢形領において、氏邦と結びついた惣右衛門と、北条氏当主（および氏邦）と結びついた太郎左衛門の権限が（一部）競合してあらそいとなった。それにより支城主氏邦の裁定が求められ、それが下った。その内容は次のようなものと理解しうる。氏邦は、基本的には、太郎左衛門の鉢形領における砥商いの独占的な権限を認めた。鉢形領で砥商いに携わる人々は、（基本的には）太郎左衛門の配下となり文書（「手判」）の発給をうけることが必要とされている（史料5）。一方、その例外として、惣右衛門を太郎左衛門の配下とはせず、惣右衛門が従来から持つ権限も認め、両者に協力関係（おそらく太郎左衛門が上位）をもたせるかたちで和解させた。

太郎左衛門は、鉢形領全体における砥商いに係る独占的な権限の行使を（現実としては）貫徹しきれなかった。そもそも当該地域に根をはる長吏の権限を排除してしまうことは難しい（先述）うえ、惣右衛門は北条方に敵対する勢力と結びついたわけではない。彼が従来からもつ権限を排除することは出来なかつたのであろう。

それはともかく、鉢形領で砥商いに従事する人々は、（領内末野の長吏惣右衛門の配下であつた一部を除けば）領外人見の長吏太郎左衛門の配下となりその「手判」をもち砥役を納めるかわりに、商いを認められる（ただ「手判」発給を除けば、惣右衛門とその配下の関係も同様）。そうした長吏と配下の関係は、（北条氏当主から権限を移譲された）支城主氏邦により保証される。天正一八年（一五九〇）の北条氏滅亡・徳川氏入部・弾左衛門の勢力伸長により、太郎左衛門は人見の、惣右衛門は末野の長吏小頭となつていくと理解しうる。おそらく配下の人々も、長吏小頭の配下として穢多身分に位置づけられていく。



地図 鉢形城周辺図
『小原市史』史料編中世2付録を加工

むすびにかえて

以上、太郎左衛門を中心に、鉢形領や上野国などの長吏に係る具体的実態を、同時代史料を主な根拠として分析した。戦国期における道者などと長吏との関係も指摘できた。

鉢形領において砦商いに携わる人々は太郎左衛門（一部は惣右衛門）を中心に編成された。そうした編成は、近世における長吏小頭とその配下として市商いに従事する穢多たちとの関係の前提条件になったと理解しうる（もちろん、近世に至るまでのさらなる再編はあつたろうが）。近世における市商いには、当該旦那場の長吏のみならず他所の長吏も携わる。その前提として、本稿で述べたような従来から当該地域にいた長吏と他所から勢力をおよぼす長吏とのあらそいおよび、必ずしも一方の排除を伴わない調整（本稿の事例では領主権力による裁定）という過程（領主権力の政治的動向にも状況は左右されただろう）を想定しうる。

註

1 拙稿①「戦国期鉢形領成立過程における「一乱」」（『埼玉史談』五八―一、二〇一一年）、同②「武蔵鉢形領における衆編成―秩父衆の場合―」（佐藤博信編『中世房総と東国社会』、岩田書院二〇一二年）、同③「戦国期日尾城における衆編成（『埼玉地方史』に掲載予定）、同④「戦国期武蔵八幡山（雉岡）城周辺における

地域編成―衆編成を中心に―」（『千葉史学』六一、二〇一二年）など。

2 ただし、氏邦が鉢形城を居城とするようになるまでには、当該領域の支城主になったのちもしばらくかかる（拙稿①三―五頁、後掲註17など）。そうした時期についても、氏邦のもとに編成された支城衆・支城領の意味で、鉢形衆・鉢形領という呼称を用いる。

3 久保田和男「下野国長吏小頭・半左衛門支配」（荒井貞次郎編『関東・東海被差別部落史研究』、明石書店 一九八二年、初出一九八〇年）一三二―一三六頁、石井進「都市鎌倉における「地獄」の風景」（『石井進著作集』九、岩波書店 二〇〇五年、初出一九八一年）、塚田孝「中世―近世移行期の関東における賤民制について」（同著『近世日本身分制の研究』、兵庫部落問題研究所 一九八七年、初出一九八四年）、西木浩一「【コメント】塚田報告によせて」（『関東近世史研究』一六、一九八四年）、大熊哲雄「長吏と市の関わりについて」・斎藤洋一「砥石の生産・販売と被差別部落―五郎兵衛用水の堀貫を掘ったのは誰か―」（東日本部落解放研究所編『東日本の近世部落の生業と役割』、明石書店 一九九四年、初出はともに一九九〇年）、岡田あさ子「近世関東における長吏の生業と市商い」（『部落解放研究』一五三、二〇〇三年）、牧原成征「北関東の長吏小頭と職場・由緒」（『部落問題研究』一八五、二〇〇八年）、大熊哲雄ら「旦那場 近世被差別

- 別民の活動領域』（現代書館 二〇一一年）など。なお長吏の名称は、当初集団の頭をさしていたのが次第に集団の他の構成員に対しても用いられていき、近世後期には穢多身分一般の別称・自称となる（喜田貞吉「長吏名称考」（同著『先住民と差別』河出書房新社 二〇〇八年、初出一九一九年）一六六頁、右掲牧原論文二五頁）。
- 4 なお以下、『戦国遺文』後北条氏編く号文書Ⅱ戦北く、『小田原市史』史料編原始・古代・中世二―号文書Ⅱ小田原く、『御府内備考』一（雄山閣 二〇〇〇年）Ⅱ御府内、大日本地誌大系（雄山閣）の『新編武蔵風土記稿』（一九五七―一九五八年）く巻Ⅱ武風く、と略記。現在の地名の埼玉県も略。
- 5 鳥山洋「相州小田原の長吏小頭太郎左衛門について」（『解放研究』二〇、二〇〇七年）四六頁。
- 6 「享保撰要類集」二七ノ中（『彈左衛門関係史料集―旧幕府引継書』一、部落解放研究所 一九九五年、二四―二七頁）。ただし史料自体は『御府内備考』の方が良質な写とみられる。
- 7 「平井文書」戦北四九一。
- 8 「平井文書」戦北四九〇。
- 9 久保田順一「後北条氏の上野進出」（同著『室町・戦国期 上野の地域社会』、岩田書院、二〇〇六年、初出一九九四年）。
- 10 「御府内備考」小田原三四五。ちなみに史料冒頭には「一、小田原の北条新九郎氏直の時家老より下状之写」という見出しがつけられている（御府内四〇〇頁）。
- 11 「御府内備考」小田原四一九。
- 12 久保田順一前掲註9論文二三二頁、同「関東幕注文」と上野国衆二五四―二五五頁（同前掲註9著書、初出一九九四年）など。
- 13 黒田基樹「上杉謙信の関東侵攻と国衆」（同著『戦国期東国の大名と国衆』、岩田書院 二〇〇一年、初出二〇〇〇年）。以下、関東侵攻の具体的過程に係る記述はこの論文による。
- 14 前掲註1拙稿①。
- 15 「平井文書」戦北八九四。
- 16 「平井文書」戦北一〇六二。
- 17 前掲註1拙稿④六二頁。
- 18 「平井文書」戦北一九〇七。
- 19 天正八年二月吉日付昌福寺鱈口銘・昌福寺文書 戦北四七三―、同年六月二八日付上杉氏憲寄進状写・同 同二八一。
- 20 「戦国人名辞典」吉川弘文館 二〇〇六年、上杉氏憲の項（黒田基樹執筆）。
- 21 橋本喜代太（原著・成田寿一郎（編著）『図でわかる木工の工具』（理工学社 一九八八年）一三頁）。
- 22 「武州文書（矢野文書）」『群馬県史』資料編七一―二八四九。
- 23 前掲註6「享保撰要類集」二七ノ中。
- 24 「戦国遺文」武田氏編四、東京堂出版 二〇〇三年、一〇八頁。
- 25 武風八一―二五六頁。

- 26 「武州文書（榛沢郡長吏半右衛門）」戦北一九八五。
 27 近世における長吏と民間宗教者（御師など）の関わりについては、たとえば西木浩一「近世武州の「長吏」と民間宗教者」（『関東近世史研究』二二、一九八六年）。
- 28 武風一一―二九〇―二九一頁。
- 29 「武州文書（榛沢郡長吏半右衛門）」戦北三九八一。
 30 戦北一七六一。
- 31 斎藤前掲註3論文五九―六三頁。
 32 部落問題研究所編『部落史史料選集』一、同研究所 一九八八年、三八六頁（池上裕子執筆）。
- 33 戦北一六七二、同四〇〇〇、武風一一―二九〇頁。
 34 「武州文書（榛沢郡三阿弥）」戦北三四一一。
- 35 大熊ら前掲註3著書二〇五―二〇七頁（藤沢靖介執筆）。
- 36 武風一一―二九〇頁。
- 37 「武州文書（榛沢郡長吏半右衛門）」戦北一九八四。
 38 岡田前掲註3論文四四―四五頁。